

# 地方自治に 民主主義を 求める会

Nb 6  
2025.3.10



## 山下市議の裁判は証人調べの山場へ

3月25日(火)11時から口頭弁論 証人が決まる予定(10時集合)

5月21日(水)証人尋問 丸一日の裁判です



2024年2月14日に始まった山下市議への裁判は沼津市政における重大な課題と考え、会としても取り組んできました。社会の関心を高め世論を動かすのは市民の役割です。一人でも多くの方にこの裁判のことを広げましょう!



### 土地問題裁判 解説

#### 3月25日の裁判でだれを証人とするか決まる

山下市議が本件土地を駐車場として貸したのは不当利得だと沼津市が訴えた裁判は大きな山場に入りました。3月25日の裁判で、山下市議側は、沼津市の主張に対する反論書を出すとともに、市議側の証人を申請します。沼津市も証人を申請するので、だれが証人となるのか、非常に注目されます。ぜひとも市民のみなさんの多くの傍聴で、裁判が公正に進むようにご支援をお願いします。

#### 元副議長が隠し撮り録音

沼津市は、元副議長が山下家を訪問した際に隠し取りした録音を証拠として出してきた、山下家は本件土地が官地であると知っていたと的外れの主張をしつこく行っています。その時に話題となったのは黒瀬橋の下の官地に薪やカヌーが置かれていることでした。その際、本件土地が市有地であることは話題にも上らず、山下家でも知りませんでした。そもそも了解を得ずに隠し撮りの録音をすることが常識から外れています。

#### 沼津市は本件土地を市有地と思っていた!

沼津市道路管理課は、2023年10月の沼津市議会全体会議で、「申し訳ありません。うちの方で持っているという把握は申し訳ないけどしていませんでした」と発言しています。山下家が「一体利用しているため」という認識です。裁判でこの発言を指摘していますが、沼津市は「否認する」「争う」と今になって否定しています。しかし、「争う」と言いながら反論は出していません。

#### 本件土地は「確約書」にもとづき山下家に売ったもの

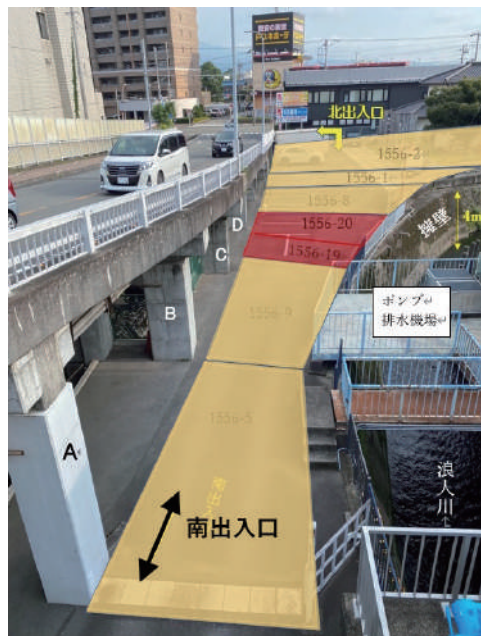
黒瀬橋の拡幅工事の時に、この土地は山下家を買ってもらおうと沼津市は「確約書」を作っていました。確約書通りに売買されたのです。ところが、この土地の移転登記を沼津市は怠っていたのです。以前にも、沼津市は山下家への移転登記を12年間も遅れて行っています。

#### 仮に売買が認められなくても20年以上たっているので時効

裁判では、山下市議は民法の規定にもとづき、10年もしくは20年以上も平穩に利用しているので時効取得できると主張しています。どこから見ても、本件土地は山下市議のもので。不当利得などと言われる筋合いではありません。

## 「車が通れる公衆用道路」ではありません

さらに本件土地を「車が通れる公衆用道路」だと言っています。黒瀬橋の下は市有地ですが、フェンスや段差、また橋脚の太い柱があり、人が通るのも困難です。どうやって車が通るのでしょうか?橋の構造物と山下家の土地に挟まれた袋地です。



山下所有地  
本件土地



橋の下はフェンスで区切られた警察署のバイク置き場で、段差もあり、自動車が通れる構造ではない。

## 沼津市の弁護士費用はどんどん増えているもうやめなさい!

沼津市は「不当利得」額約200万円を払えと請求していますが、裁判は1年半が経過し、それを超える弁護士費用を税金から払っています。裁判が長引くほど、弁護士費用は増えていきます。しかも、裁判での主張もあいまいです。沼津市は、不当な裁判をもうやめるべきです。

裁判所に集まろう!!



## 裁判の傍聴へ!

支援者の皆様へ

山下ふみこ

2022年8月下旬、T議員の処に匿名の手紙が来て、橋下の官地に薪を置いたことが不法占有だと。それが発端で駐車場問題に至り、2024年2/14第1回目の裁判が始まり2025年3/25第6回目を迎え2年7ヶ月が経過します。

一昨年、私の駐車場問題を取上げた江本議員の発言が陳謝懲罰さらに出席停止処分を受け、県に審決を仰ぎ、出席停止懲罰は取り消されました。議会が言論の府であるためには、言論の自由が保障されなければ議員活動はできません。

「時の権力が何が正しく、何が間違っているかを決めるな!」「異論を許さぬ政治手法にとことん抗いましょう、私たちの民主主義を守るために!」と私の裁判を契機に多くの支援者が傍聴に駆け付けてくれるので本当に勇気づけられます。

# 3月25日(火)

10:00 沼津地裁に集合

10:15 傍聴抽選受付

11:00 口頭弁論

11:30 裁判報告集会(弁護士会館4階)

12:00 終了(予定)

# 5月21日(水)

証人尋問

3月25日と合わせ両日ご参加をお願いします!(時間詳細は後日)

「地方自治に民主主義を求める会」はWebサイト・Xなどで随時情報を発信しています。

メールマガジンも配信しています。件名に「メルマガ希望」と書いて下記に空メールを送ってください。



公式webサイト

フォロー  
お願いします



公式Xアカウント

地方自治に  
民主主義を  
求める会

地方自治に民主主義を求める会 ニュースレター 第6号 2025年3月10日発行  
連絡先 080-7478-7529 atnmy-info@democracy4autonomy.org 沓澤大三